

**訪問型サービス（区独自基準によるサービス）
重要事項説明（契約書別紙）**

あなた（利用者）に対するサービス提供開始にあたり、東京都条例の規定に基づき、当事者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社ダッシュ
事業所の所在地	東京都葛飾区お花茶屋 1-5-10
代表者（職名・氏名）	代表取締役 齋藤恵美
設立年月日	平成 15 年 8 月 22 日
電話番号	03-6661-3370

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアステーションダッシュ
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業；訪問型サービス
事業所の所在地	〒124-0003 東京都葛飾区お花茶屋 1-5-10
電話番号・ファックス番号	03-6661-3370・03-3838-2907
指定年月日・事業所番号	平成 28 年 4 月 1 日・1372202513
管理者の氏名	松永 美子
通常の事業の実施地域	葛飾区

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、管轄する区市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

○生活援助 買い物・調理・掃除・洗濯 ○身体介護 入浴、排せつ、食事の介助

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで 但し 12 月 31 日～1 月 3 日を除きます。
営業時間	午前 9 時から午後 6 時まで 但し、利用者の希望に応じて、サービスの提供については相談に応じます。 連絡に関して携帯電話等にて営業時間外でも連絡が可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務形態・人数
介護福祉士	常勤 3 名 非常勤 6 名
ヘルパー 2 級	非常勤 7 名

7. サービス提供責任者

あなたへのサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点や要望などありましたら、何でもお申し出ください。

○ サービス提供責任者の氏名

松永 美子・野澤 道子・倉田 知佳・齋藤 弘樹 以上 4 名

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割又は 3 割）の額です。ただし、介護予防給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

種別	訪問型サービス	
対象者	○要支援 1 又は要支援 2 の認定者 ○要支援認定申請中の者	○介護予防ケアマネジメントによってサービスを受ける必要があると判定された者 (事業対象者)
基本サービス	○生活援助；買い物・調理・掃除・洗濯 ※介護予防ケアマネジメントに基づいて身体介護を行うことがある	○生活援助；買い物・調理・掃除・洗濯 ※身体介護はない
提供時間	1 回あたり 45 分	
提供回数	○要支援 1 の認定者は、週 1 回又は 2 回 ○要支援 2 の認定者は、週 1 回から 3 回まで	○週 1 回
基本サービス費	○生活援助のみ 1 回あたり 2,508 円 ○生活援助に加えて身体介護を行う場合 1 回あたり 3,078 円	○生活援助のみ 1 回あたり 2,508 円
	1 回当たりの実績払い	

○加算内容

初回加算	新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月にサービスを行った場合。 加算単位 200 単位 ; (2,280 円)
生活機能向上連携加算	利用者に対し、生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、理学療法士等と連携してサービスを行った場合。 加算単位 : 1 月につき 100 単位 (1,140 円)
軽度化加算	1 年間、同一のサービスを利用した結果、要支援 2 ⇒ 要支援 1 ⇒ 非該当に区分変更された場合 432 単位を加算。 加算単位 : 訪問 432 単位 (4,925 円)
自立化加算	1 年間、同一のサービスを利用した結果、要支援 2 ⇒ 要支援 1 ⇒ 非該当に区分変更された場合 12 月分として 864 単位を加算。 加算単位 : 訪問 864 単位 (9,850 円)
緊急時訪問介護加算	居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護を、利用者又はその家族等から要請を受けて 24 時間以内に行った場合、1 回の要請につき 1 回を限度として算定する。 加算単位 : 1 回あたり 100 単位(1,140) ※本加算を実施した場合は、266 単位 (3,032 円) に上記の加算を行う (身体を伴うサービス)
介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は葛飾区長に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対してサービスを行った場合。 加算単位 : 1 月につき 263 単位 (加算Ⅱ)

<自費サービスの概要と利用料金>

介護予防給付の支給限度額を超える訪問型サービス
介護予防給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

その他のサービス (介護予防給付外) ※ 20 分以上のご利用になります。

自費による訪問介護サービス

介護予防適用外の病院内での待ち時間及び自費通院

入退院時の医療機関から自宅までの道のりに掛かる時間

10 分単位 ¥ 600

※ 交通費、諸経費はご利用者様のご負担になります。別途ご請求させていただきます。

介護予防適用外の家事援助

10 分単位 ¥ 500

※介護予防適用外の外出時等の身体介護

10 分単位 ¥ 780

土曜、日曜、祝日、12月31日～1月3日 平常の時間帯（8：00～18：00）以外の訪問に関しましては、記載の金額に25%の割り増しになります。

○ キャンセル料

※ヘルパー訪問日当日にキャンセルのご連絡を頂いた場合には¥2,000のキャンセル料金が発生致します。訪問前日の18：00までにご連絡を頂いた場合にはキャンセル料金は発生致しません。

また、体調不良等による当日キャンセルの場合は、サービス開始1時間30分前までにご連絡を頂いた場合にはキャンセル料金は発生致しません。救急搬送におけるキャンセルも料金は発生致しません。

※自費サービスも同様とします。

○利用料金のお支払い方法

前記 8. 利用料に記載の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|------------------------------------|
| ア. 従業員による集金
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし |
|------------------------------------|

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医

医療機関の名称

所在地

電話番号

緊急連絡先（家族等）

氏名

（続柄）

所在地

連絡先

10. 緊急時・事故発生時の対応

訪問介護員は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、事故、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、当該利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をします。事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

※事業所相談窓口 電話番号 03-6661-3370 面接場所：当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記期間にも申し立てることができます。

葛飾区役所高齢支援課 電話番号 03-5654-8620

国保連合会苦情相談窓口 電話番号 03-6238-0177

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行う事ができませんので、予めご了解下さい。

① 医療行為及び医療補助行為

② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③ 他の家族の方に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用出来なくなった時は、出来る限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) 禁止行為

① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

② 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為、妥当性を欠く過度なクレーム・要求)

③ 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者：松永 美子

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的(年1回以上)開催するとともに、新規採用時には必ず実施します。

⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。

⑥サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市区町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都葛飾区お花茶屋 1-5-10
事業者（法人）名 有限会社ダッシュ
代表者職・氏名 代表取締役 齋藤 恵美 印

説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者（又は法廷代理人）

住所

氏名 (続柄)

立会人 住所

氏名